

○津山圏域資源循環施設組合指定金融機関の指定について

平成21年10月9日

議決

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、津山圏域資源循環施設組合に属する現金の出納のため指定金融機関を指定し、下記の者に取扱わせるものとする。

記

岡山市北区丸の内1丁目10番13号

株式会社 中国銀行